

- 1 監査等の種類 随時監査
- 2 監査の対象 子ども未来部
支出負担行為書の取消し忘れ
- 3 監査の実施場所 岐阜市役所市庁舎 11階 監査室
- 4 監査の日程 令和4年7月20日～令和4年7月27日
- 5 監査の結果

次のような事項が見受けられたので、検討されたい。

[意見事項]

(1) 支出負担行為書の取消し忘れについて

子ども未来部子ども保育課において、令和3年4月15日に財務会計システムにより、令和3年度4月分地域型保育給付費に係る支出負担行為書を作成した。ところが、同日中に当該支払については支出負担行為書兼支出命令書により支払うことができると判明したため、新たに支出負担行為書兼支出命令書を作成し、後日当該支払いを終えた。

しかしながら、当初に作成した支出負担行為書を取消していなかった。

他方、会計課からは、令和3年度決算にあたり、財務会計システム上の誤りがないか確認するため、令和4年5月11日、支出命令が行われていない伝票がないか等を確認するよう各課に通知されていた。さらに、令和4年5月26日にも確実に確認するよう再度通知されていた。

しかしながら、子ども保育課の担当者は当該確認を行っておらず、また、課内及び部内で確認されることもなく、出納閉鎖となった。

支出命令未済の有無などの決算に係る事項の確認を子ども保育課として徹底するとともに、再発防止に部全体で取り組まれない。